3　組合の理事は、その組合員でなければならない。
4　組合の理事は、監事と兼ねてはならない。
第八十四条を次のように改める。
（利益相反行為）
第八十四条　組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、総会の決議により、特別代理人を選任しなければならない。
第八十四条の五中「議決を」を「決議を」に改め、同条を第八十四条の六とし、同条の次に次の二条を加える。
（総会の決議事項）
第八十四条の七　次の事項は、総会の決議を経なければならない。
一　定款の変更
二　規約の設定、変更及び廃止
三　毎事業年度の事業計画の設定及び変更
四　事業の全部の譲渡
五　事業報告等
2　組合は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。
（特別決議事項）
第八十四条の八　次の事項は、組合の総組合員の三分の二以上の多数による決議を必要とする。
一　定款の変更
二　組合の解散及び合併
三　組合員の除名
四　事業の全部の譲渡
五　第八十六条第二項において準用する第三十九条の六第四項の規定による責任の免除
第八十四条の四を第八十四条の五とし、第八十四条の三を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。
（事業報告等の作成、備付け及び閲覧等）
第八十四条の三　理事は、農林水産省令で定めるところにより、事業年度ごとに、事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を作成しなければならない。
2　前項の規定により作成すべきもの（以下この条及び第八十四条の七第一項第五号において「事業報告等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
3　理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を主たる事務所に備えて置かなければならない。
4　第八十三条の二第二項の規定により監事を置く組合（第八項において「監事設置組合」という。）の理事は、通常総会の日の一週間前までに、事業報告等を監事に提出し、又は提供しなければならない。
5　組合員及び組合の債権者は、組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
一　事業報告等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三　事業報告等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて組合の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
6　組合員及び組合の債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組合の定めた費用を支払わなければならない。
7　理事は、事業報告等を通常総会に提出し、又は提供しなければならない。
8　監事設置組合の理事は、前項の規定により事業報告等を通常総会に提出し、又は提供するときは、これに監事の意見を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を添付しなければならない。
第八十五条第一項中「てん補し」を「塡補し」に改める。
第八十五条の十四を第八十五条の十八とする。
第八十五条の十三中「第八十五条の三」を「第八十五条の七」に改め、同条を第八十五条の十七とし、第八十五条の十二を第八十五条の十六とし、第八十五条の七から第八十五条の十一までを四条ずつ繰り下げる。
第八十五条の六第一項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第八十五条の十とし、第八十五条の五を第八十五条の九とし、第八十五条の二から第八十五条の四までを四条ずつ繰り下げる。
第八十五条の次に次の四条を加える。
（組合の設立）
第八十五条の二　組合を設立するには、三人以上の漁民が発起人となることを必要とする。
2　発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
3　第八十三条の二第三項の規定は、前項に規定する役員のうち理事の選任について準用する。
4　組合は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。
（出資された財産等の価額が不足する場合の責任）
第八十五条の三　組合の成立の時における現物出資の目的となる財産の価額が当該財産について定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があつた場合にあつては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時の理事は、当該組合に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。
2　組合の成立後現物出資を行う者の出資の目的となる財産の出資当時の価額が当該財産の出資についてされた定款の変更の決議により変更された定款に記載され、又は記録された価額に著しく不足するときは、当該決議に賛成した組合員は、当該組合に対し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。
3　前二項の義務は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。
（解散事由）
第八十五条の四　組合は、第八十六条第四項において準用する第六十八条第一項の規定による場合のほか、組合員が三人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が三人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。
2　組合は、第八十六条第四項において準用する第六十八条第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。
（理事及び設立委員の選任並びに合併の届出）
第八十五条の五　第八十三条の二第三項の規定は、第八十六条第四項において準用する第七十条第一項に規定する役員のうち理事の選任について準用する。
2　第八十四条の八の規定は、第八十六条第四項において準用する第七十条第一項の規定による設立委員の選任について準用する。